## 平成 22 年度遺伝子組換え作物栽培指針検討委員会会議概要

1 日時

平成 23 年 2 月 2 日 (水) 15:55~16:45

2 場所

ピアザ淡海 県立県民交流センター 207 会議室 (大津市におの浜 1-1-20)

- 3 出席者(五十音順、敬称略)
  - (1) 委員

大島 淳、奥村 一代、高橋 克忠(座長) 苗村 暢子、西山 実、長谷川 博 (10 名中 6 名出席)

(2) オブザーバー 前田 純夫(奈良女子大学生活環境学部)

## 4 議題

- (1) 「遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針」の見直しについて
- (2) 遺伝子組換え作物に対する理解の促進方策について
- 5 意見交換等
  - 座 長: 平成 16 年に策定した指針であるが、これまでに大きな社会情勢の変化は見られず、当時から変更していない。本年についても、変更は必要ないと思っているが、今日の意見交換会における参加者の意見も踏まえ、忌憚のない意見を出して欲しい。
  - 委員:現在、輸入されている遺伝子組換え大豆のほとんどが、遺伝子組換えの表示が不要な油等の原材料となっている。消費者の目には止まらないが、実質的には遺伝子組換え食品を食する機会は飛躍的に高まっており、知らず知らずの間にも、遺伝子組換え食品を口にしているという事実がある。

業界では、納豆や豆腐など表示義務のある食品については、できる限り遺伝子組替えを避けている。消費者の意識にはまだ不安があるため、遺伝子組換えを選ばないという購買行動になっていると理解している。

遺伝子組換え食品が流通している一方で、遺伝子組換え作物をまったく生産していないということに非常にギャップを感じる。

- 委 員:以前は、遺伝子組換え食品はよくない物だと思っていた。詳しいことは知らずに、遺伝子組換えを避ける風潮だけで買うことを控えていた。もっとPRしていくことが必要だと思う。
- 委員:栽培してもいいという状況になり、省力化、コストダウンにつながるということであれば、遺伝子組換え作物を作ってみたいとは思う。
- 座 長:生産者に不安があるということと、消費者にもまだ不安があるということは否めない事実であると思う。

最近の話題で言えば、TPPとの絡みがある。遺伝子組換えであれば、農薬が少なくて済む、作業が省力化できる、機械に使う燃料が少なくて済むなどというように言われる。そうすると、省力化や省エネ

ルギー化によって非常に生産コストが安く済むため、遺伝子組換えを 導入した方が当然安い作物ができる。そういう遺伝子組換え作物が日 本に入ってくれば、日本の農業は壊滅的な打撃を受けることになる。

意見交換会では、これに対抗するためには日本でも遺伝子組換えを 進め、より生産コストを抑えた農業生産をやってもいいのでは、とい うような意見が出るのではないかと思ったが出なかった。

消費者の不安感に関しては、過去の統計を見ても一定のレベルで不安感は持たれたままである。2009年に話題提供をいただいた佐々氏の資料によると、食の不安の理由として、ウイルス、BSE、農薬、食品添加物、汚染物質などがあがっているが、その中でも遺伝子組換えに対する不安が一番低くなっている。依然として不安感があるという言い方は正しいが、統計的な資料においては、どちらかと言えば不安感としては低い方であるという結果が出ている。

そうすると、不安感を払拭するためには、もっとコミュニケーションの場を設け理解を進めていくということになるが、これまでから滋賀県では繰り返して理解促進の取組が進められていると思う。今年度もしているのか。

事務局:農政課では今日の意見交換会を開催したが、別途、消費生活を所管 する県民生活課においても理解促進の機会を設けてもらっている。

座 長:指針ができてから通算すれば、相当数のコミュニケーションが行われているにも関わらず、理解が進まないことを各委員はどう思われるか。

今日準備した資料を見て欲しい。コミュニケーションでは理解をしても、行動としては買わないというのは、人間として正常な反応であるとも言える。これをどうすればいいのかをそろそろ考えていかないといけない。

滋賀県に限らず、日本国内では商業栽培が一切行われていないという状態である。世界の主要国で商業栽培をしていない国は日本だけとなっている。TPPや食料自給率の問題を考えれば、このままでは外国産に押されて日本の農業自体が消滅してしまうのではないか。こういうことを生産者は心配されていないのかと思って、意見交換会では質問をさせてもらった。

遺伝子組換えに限らず、前田先生の話題提供にもあったように、安心と安全は完全に違うものである。安心というのは主観的なものであり、現状では自然科学者が入れない領域である。つまり安心というものは、定量化しない限り、安全という科学の領域に持ち込めないものである。今の栽培指針は、言うまでもなく、安全性の確かめられた作物の栽培を前提とするものであり、したがって、それを規制するかどうかという議論はすべて安心の部分に帰せられると思う。そこで、リスクコミュニケーションをどう考えるかということで、この委員会の中でも議論をしてきたところである。

しかし、カルタヘナ条約ができたものの、生態系への影響については生態学の専門家からはっきりした声が聞こえてこないという印象を持っている。この部分を滋賀県にはモデルケースとして、率先してやってもらえたらという期待を持っている。生態系の問題を専門家がどうとらえているか、という問題が未解決のまま残されていると言える

のではないか。

もう一つは、安心の問題を何か操作できるというように勘違いしているという部分がある。これはどうしようもない。この部分を解決するためにどうしたらいいのだろうか。

全国では、15 の地方自治体において、指針あるいは条例等で商業栽培の規制を行っている。委員会としては、指針を見直すまでには機が熟していないと感じているが、先に進むためには何らかのブレイクスルーが必要であり、何かアクションを起こさないといけない。この行動を起こすのは、滋賀県かも知れないし、他の都道府県かも知れない。何かアクションがなければ、日本だけが世界から孤立した状態で取り残されてしまうということを危惧している。

委員:何かブレイクスルーをということであるが、日本では、遺伝子組換えなしでは栽培できないような品種を作らなければ解決しないと思う。例えば、滋賀県で遺伝子組み替えの大豆を栽培しても、日本では売れない。というのは、豆腐や枝豆にしておいしいという品種ではないから。メリットのある品種を作らなければいけない。

アメリカで遺伝子組換えが広まったのは、農薬の使用回数が減らせるなど大規模栽培にとって非常に大きなメリットがあったからである。 日本では、ものすごくおいしいものや、第二世代の遺伝子組換え作物 と呼ばれる健康に役立つようなものが作られないと受け入れられない のではないか。

意見交換会では植物工場についての意見が出たが、植物工場こそ日本で最初に商業栽培ができる施設だと思っている。植物工場は、生態系への影響を心配する必要がないため、新しい作物作出の場となっていって欲しいという思いがある。

今日、話題提供をいただいたジャガイモやトマトが受け入れられた 経緯について、もっと突っ込んで研究をしていただければと思う。人 間の心理というものが、ひとつの鍵になるのではないかと思っている。

今日、一番感じたのは、日本で栽培してメリットになるような品種 を作らなければ突破口にはならないということである。非常に厳しい 感じを受けた。

- 座 長:油等は、原材料に遺伝子組換えを使用していても法律上の表示義務がない。これは、その性質上、食品にDNAやタンパク質が残存しないことによるものであるが、消費者にとってこのことは説得力が弱いものなのか。遺伝子や遺伝子の産物が入っていないということでは納得されないものか。
- 委 員:海外から輸入された遺伝子組換え大豆を原料とした食品が、すでに日本で消費されていることを情報提供していくべきである。消費者は遺伝子組換えを毛嫌いしており、「遺伝子組換えでない」という表示の商品を選ぶ行動特性がある。これに対して、実際には、表示はないものの、遺伝子組換え大豆が原料の油等を消費している。このことをもっと知らせていくことが必要。
- 座 長:消費者がどういう点にこだわっているのかが知りたいところ。消費者が持っているのは、漠然とした不安感という気がする。

ここまでのみなさんの意見を集約すると、問題点は、生態系への影響についての説明が不十分なこと、消費者が抱く不安が依然として残

っていること、があり、したがって、商業栽培に向けては機が熟していないということかと思う。しかし、一方で、このままでは滋賀県に限らず、日本中で遺伝子組換えに対する社会的受容は進まず、日本だけが商業栽培をできないという状況を打開できない。そのためのブレイクスルーが必要であるということ。

この設問に対して、委員からは、植物工場こそが遺伝子組換えの栽培を進めるべきであるとの意見があり、また、消費者ニーズという観点から考えれば、より栄養価を高めるとかアレルゲンを含まないなど、第三の付加価値を与えたような遺伝子組換え作物を作る必要があるということであった。

委 員:植物工場では、完全無農薬で安全、安心をブランドイメージとして おり、日本の現状からして遺伝子組換えを入れることは難しい。本当 は、閉鎖された植物工場は、遺伝子組換え作物の栽培には適している と思う。ただ、植物工場では、レタスや白菜は栽培できるが、今のと ころ大豆などはできない。

滋賀県の農業試験場でも、遺伝子組換えの研究をしているのではないのか。成果も出ているのではないか。

委 員:滋賀県はやめてしまった。

委 員:滋賀県や国がいいものを作って、その良さをアピールしていけば、 消費者の理解も深まっていくのではないかと思う。

座 長:当委員会の発足以来、毎回、指針の見直しはなしとなっており、責任を感じるところである。この辺りで何か出さないといけないという感じがしている。何も目立つことをやろうということではなく、この委員会は、日本の社会的状況や学術的背景を踏まえて社会貢献ができる委員会のはずである。ブレイクスルーとまではいかずとも、何かこの辺りで提案のようなものができればと思うが。

参考までに申し上げると、私が配付した資料の要点は、リスクを伴うかもしれない事象に関して市民がゼロリスク思考の態度をとるのは、教育のせいだということである。文部科学省でも、農林水産省でももっと広く双方向のコミュニケーションを広げていく取組が必要であり、環境省には、生態系への影響に対する市民の疑問に答える役割も担っていってもらいたい。

様々なことを考えたときに、委員会としてもこの辺りで立ち止まって、何かができないものかと考えている。

委 員:遺伝子組換えについて、この間、特に基礎科学においては、いくつかの新たな状況が出てきたと思う。その内の一つが、医学関係のiPS細胞。これには遺伝子組み換えの技術が用いられている。もしマスコミが、遺伝子組換え法でiPS細胞を作ったと言っていれば、拒否反応を示す人もいたのではないかと思う。遺伝子組み換えの技術が確実に活用されている現状を念頭に置いて、普及活動をした方がよい。

もう一つは、独立行政法人の研究所が上越の試験場で遺伝子組換え イネの試験栽培を野外で行ったところ、その中止を求める訴訟が起こ されたこと。訴訟が起こったときには、マスコミが大きく取り上げた が、結審して後はほとんど話題になっていない。そういう経過等もこ の委員会で取り上げていかなければいけないと思う。行政としても情 報提供をしてもらいたい。 県では、これまでから啓発パンフレットの作成などもしていると思うが、この委員会の活動や委員会で出た意見等は出てこない。もう少しそういう部分も入れていって欲しいと思う。

県は、恐らく財政的な理由もあって、農業技術振興センターの先端 技術開発部を廃止したのだと思うが、そういう試験研究はやめていな いという姿勢を示すことが必要である。

- 座 長:この委員会の議事録はホームページ等で公表されているが、それ以上に出していくということか。
- 委 員:普及啓発のためのパンフレットなどにも、委員会の活動や意見を載せていってもらえればと思う。
- 座 長:せっかくなので、会場から今日の感想でも聞ければと思うが。
- 傍聴者:豆腐を買うときには、いつも遺伝子組換えではないものを選んで買っている。遺伝子組換えを気にしているのは、新聞で遺伝子組換えは恐いという記事を読んだことがあったため。食べてすぐに悪影響が出るとは思っていない。何百年とたったときに大きな影響が出てくるのではないかという不安を持っている。今日、表示がないものでも遺伝子組換えが入っているということを知り、恐ろしいことを聞いたという気がしている。
- 傍聴者:消費者としては、安全性の話をもっと知りたいと思っているが、なかなか情報がない。県でも理解促進の取組をしているということだが、自分たちのところまではきていない感じがする。安全だと思えば、もっと遺伝子組換えが利用されるようになると思う。最初に恐いというイメージを持ってしまっているので、もっと説明をしていって欲しい。
- 傍聴者:遺伝子組換え自体は、非常にいい技術だと思う。ただ、虫に食われないなどというが、必ず耐性を持ったものが出てくるのではないか。 自然に遺伝子が組み変わって今の進化があると思うので、もっと研究が進められて、よいものが作られることを願っている。
- 座 長:最後に、前田先生から一言いただきたい。
- わず・-バ-:研究には予算が必要。予算がなければ研究はできない。完全に隔離された実験室と圃場との間をつなぐような部分を滋賀県でできればいいと思う。普及における安全性の研究など、県だからこそできることをすることで、普及と現状とをつなぐことができるのではないか。
- 座 長:委員会としては、指針の見直しの必要性を検討することが今日の議題となっている。ポジティブな意味ではないが、指針を変えるまでには社会状況が変化していないということで、今年も指針は現状のままというまとめになるのではないか。社会情勢や、今日の県民の方の意見を踏まえて考えれば、しばらくは今の指針の方向で進めたいと思うがいかがか。

(各委員賛同、異議なし)

座 長:それでは、理解促進については、引き続き行政の方で進めていって もらうこととし、栽培指針については、見直しは行わず現状のままと いうことで今日の委員会の結論としたい。

以上